

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第3158号)

令和7年2月6日

横 情 審 答 申 第 3158 号  
令 和 7 年 2 月 6 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく  
諮問について（答申）

令和5年1月5日建違対第808号による次の諮問について、別紙のとおり答申しま  
す。

「特定区特定町特定地番に所在の建築物に係る呼出通知書（特定文書番  
号）」の一部開示決定に対する審査請求についての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「特定区特定町特定地番に所在の建築物に係る呼出通知書（特定文書番号）」を一部開示とした決定のうち、権利関係の部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和4年11月25日付で行った上記1記載の行政文書（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

## 3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第3号ア及び第6号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件審査請求文書は、建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反する建築物について事情聴取を行うため、対象者に対し来庁を依頼した文書である。対象者である法人（以下「本件法人等」という。）の名称、住所、代表者の職名及び氏名並びに権利関係は、公にすることにより、同法違反で行政指導を受けた事実が明らかとなり、その信用の低下を招き、本件法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、旧条例第7条第2項第3号アに該当し、同号ただし書に該当せず、非開示とした。
- (2) 非開示にした部分のうち、権利関係については、公にすることにより、違反建築物に対して実施機関が行う是正指導の対象者の選定の傾向を把握できることとなり、是正指導に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、旧条例第7条第2項第6号に該当し、非開示とした。

#### 4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、非公開部分を公開せよ。
- (2) 実施機関は、平成22年当時、写真文書とともに公開していたのであるから、本件処分は、原則公開するとしている旧条例に違反している。
- (3) 別の行政文書により、本件法人等の名称や住所、代表者名を公開していたのであるから、本件処分は、開示義務に違反し、前例にも反し、差別的取扱いを行った違法なものである。
- (4) 法人格を有していないにもかかわらず、法人と表示して行った本件処分は違法である。

#### 5 審査会の判断

- (1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

- (2) 建築基準法に違反する建築物等への是正指導に係る事務について

実施機関では、建築基準法に違反する建築物等について、その是正に向けて、建築物の所有者等に対して指導を行っている。

- (3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、特定区特定町特定地番に所在の建築物に係る呼出通知書(特定文書番号)である。

- (4) 旧条例第7条第2項第3号アの該当性について

##### ア 旧条例第7条第2項第3号の規定

旧条例第7条第2項第3号では、「法人その他の団体・・・に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。・・・

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

##### イ 法人の名称、所在地並びに代表者の職名及び氏名

(ア) 法人の名称、所在地並びに代表者の職名及び氏名（以下「当該部分」とい

う。)は、「法人その他の団体・・・に関する情報」である。また、行政指導を受けた本件法人等に係る当該部分は、公にすることにより、本件法人等は法令違反行為をしたものである等、その名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがある情報であるから、本件法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

(イ) 審査請求人は、別の行政文書のとおり、法人等の名称、所在地及び代表者名を既に実施機関が公開していた等と主張する。

しかし、当該行政文書は、実施機関が法人等の把握と連絡・連携を円滑に進めるため、取得しているものであり、本件審査請求文書とは性質が異なるから、本件審査請求文書につき同様の部分が開示されるわけではない。

(ウ) 審査請求人は、当該部分につき、本号ただし書に該当するとの主張をする。

本件建築物は、建築基準法に違反するものであることから、公益上、当該部分を開示する利益は小さくないとも考え得る。

しかし、本件建築物の同法違反による危害の未然の防止や危害の排除等は、当該部分の開示により実現されるものではなく是正指導により実現されるものである。また、本件法人等は是正指導に従って建築基準法違反による危害の未然の防止や危害の排除を行ったとの実施機関の説明も踏まえれば、当該部分を公にする必要性は低く、公にせず、その名誉、社会的評価、社会的活動の自由等を保護する利益の方が大きいというべきである。

(エ) したがって、審査請求人の主張は採用することができず、当該部分は本号アに該当し、本号ただし書には該当しない。

#### ウ 権利関係

非開示部分のうち権利関係については、公になったとしても、本件建築物の不動産登記は確認できず、法令違反行為をした者が分かるわけではないことからすれば、本件法人等の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれ、その正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、非開示部分のうち権利関係については、旧条例第7条第2項第3号アに該当しない。

(5) 権利関係の旧条例第7条第2項第6号該当性

#### ア 旧条例第7条第2項第6号の規定

旧条例第7条第2項第6号は、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関す

る情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該情報を開示しないことができると規定している。

イ 旧条例第7条第2項第6号該当性

実施機関は、権利関係は、公にすることにより、違反建築物に対して横浜市が行う是正指導の対象者の選定の傾向を把握できることとなり、是正指導に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある等と主張する。

しかし、権利関係については、本件建築物に係る是正指導の内容やそれに対する是正指導対象者の対応等が記載されているものではない。

また、実施機関の説明によれば、通常違反指導開始時は建築物の所有者に対して指導を行うものの、是正指導の対象者が建築物の所有者になるかそれ以外の者になるかは、関係者からの事情聴取等、案件の状況によるのであるから、必ずしも権利関係から横浜市が行う是正指導の対象者の選定の傾向を把握できるわけではないと考えられる。

そのため、権利関係が公になったとしても、違反指導業務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

ウ したがって、非開示部分のうち権利関係は、旧条例第7条第2項第6号に該当しない。

(6) 審査請求人のその他の主張

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第3号ア及び第6号に該当するとして一部開示とした決定のうち、権利関係の部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

(第四部会)

委員 板垣勝彦、委員 飯島奈津子、委員 山本窓亜

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令 和 5 年 1 月 5 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令 和 5 年 1 月 26 日	・ 実施機関から反論書の写しを受理
令 和 6 年 12 月 5 日 ( 第37回 第四部会 )	・ 審議
令 和 7 年 1 月 7 日 ( 第38回 第四部会 )	・ 審議